

三井不動産の浅間高原別荘地
共益施設維持管理業務規程

三井不動産の浅間高原別荘地（以下「本別荘地」という。）の購入者または所有者（以下「甲」という。）は、本別荘地の管理会社である株式会社三井の森（以下「乙」という。）および本別荘地の管理受託会社である株式会社山平（以下「丙」という。）が、つぎのとおり定める本別荘地の共益施設維持管理業務規程を承認する。

（総則）

第 1 条 甲は、本別荘地の環境整備および保全のため共益施設の維持管理業務（以下「管理業務」という。）に要する費用（以下「管理費」という。）を負担し、管理業務は、乙が行う。ただし、乙はその責任において管理業務の一部または全部を丙に委託できるものとし、さらに丙は受託業務の一部を第三者に委託することができるものとする。

（共益施設）

第 2 条 管理業務の対象となる本別荘地の共益施設は、つぎのとおりとし、甲所有の別荘地内に存する建物や構築物等は、含まないものとする。

- (1) 道路および道路の付属部分
- (2) 街路灯
- (3) 消火栓
- (4) 遊水池
- (5) 公園および緑地
- (6) 塵芥収集および処理施設
- (7) 道路標識および案内看板類
- (8) 管理事務所および管理用施設

（管理業務の範囲）

第 3 条 管理業務の内容はつぎのとおりとする。

- (1) 道路の管理および除雪
- (2) 街路灯の保守・点検、電気料金の支払い
- (3) 消火栓の保守・点検
- (4) 遊水池の管理
- (5) 公園および緑地の管理
- (6) 塵芥の収集および処理ならびに塵芥収集および処理施設の保守・点検
- (7) 道路標識および案内看板類の保守・点検
- (8) 不明な場合の境界の確認、立会い
- (9) 別荘地内の巡回
- (10) 管理事務所および管理用施設の保守・点検

（管理費）

第 4 条 甲は、1 区画につき、つぎに定める管理費（消費税別途）を負担するものとする。

土地のみの場合	月額 4,000円
建物がある場合	月額 5,700円

（注）上記のうち、土地のみの場合とは、建物竣工月までとする。

2. 管理費は、当年分（4月1日から翌年3月31日まで）を毎年9月末日までに乙および丙が指定する方法により支払うものとする。

保管用

3. 乙は、管理費について経済情勢等の変動にもつき次回平成29年に改定し、以後3年ごとに改定できるものとする。ただし、著しい経済変動が生じたときは、3年の期間内でも改定できるものとする。

（通知義務）

第 5 条 甲の本別荘地内の甲所有地等に関する権利（以下「甲の権利」という。）、住所、氏名等に変更が生じた場合、甲または甲の承継人は、その旨をすみやかに書面で丙に通知するものとする。

（承継義務）

第 6 条 甲は、甲の権利に変更が生じた場合、甲の承継人に対し、この規程を承認させる義務を負うものとする。

（代表者の選任）

第 7 条 甲が共有または相続等の理由により複数となった場合には、そのうちの1名を代表者として定め、丙との事務処理に当たらせるものとする。また甲に生じる債務は共有者全員に効力が及ぶものとする。

（免責事項）

第 8 条 乙および丙は、この規程に従い、誠意をもって、管理業務を遂行するものとするが、つぎに掲げる場合については、その責を負わないものとする。

- (1) 天災地変等不可抗力による場合
- (2) 通常の注意をもってしても防止できない不測の事故による場合
- (3) その他乙および丙の責に帰することができないと判断される場合

（規程の改定）

第 9 条 この規程に定めのない事項もしくは新たに必要となった事項の決定または条項の改定は、乙および丙が行なうものとする。

三井不動産の浅間高原別荘地共益施設維持管理業務規程を承認しました。

平成 年 月 日

区画番号 三井不動産の浅間高原別荘地 区画

郵便番号 -

住 所

電話番号 - -

携帯電話 - -
フリガナ

氏 名 印